

○財務省告示第六十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年二月四日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年三月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百四十二回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七條第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九條第一項並びに特別會計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三條第一項、第九十四條第二項、同條第四項、第九十五條第一項、第三百三十六條第一項及び第三百三十七條第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に発行される入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込		イ 発 行		イ 募 入	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争	法 入 決 定 の
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	の
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	の
千		三	万	五	額	億	額
万		千	九	兆	面	六	面
円		七	千	三	金	千	金
		百	八	千	額	万	額
		十	百	六	で	円	で
		八	百	百	三	五	兆
		億	六	六	千	兆	三
		千	十	十	七	千	千
		万	六	六	百	六	百
		二	億	億	十	億	億
		百	六	六	九	億	億
		円	千	千	億	円	円
			十	十			
			四	四			

「 国債市場特別参加者・第 I 非

価格競争入札発行」という。

各申込みのうち応募価格の高い

ものからその応募額を順次割り

当てる。各市場特別参加者ごとの

各国債市場特別参加者ごとの

募集限度額の範囲内において各

申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で三兆七千七百十九

億六千万円で五兆三千六百七十

九億六千万円で三兆七千七百十九

億六千万円

三兆九千八百六十六億六千十四

億六千万円

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行行の日	の整数倍の金額によるものと
十二	発行行の期限	平成二十五年五月七日
十三	償還金額	償還金を支払う。その翌営業日に
十四	元金支払額	日本銀行額百円につき百円
十五	入札参加	財務大臣から通知を受けた者
十六	払込期日	平成二十五年二月四日

イ 一 発

入札発行行
価格競争
発行行

十七銭五厘五毛以上
十九銭五厘五毛以上
十九銭五厘五毛以上
十九銭五厘五毛以上

口 国債市場
特別参加
非競争入札
争入札

十七銭五厘五毛
十九銭五厘五毛
十九銭五厘五毛
十九銭五厘五毛

平成二十五年五月七日
償還金を支払う。その翌営業日に
日本銀行額百円につき百円
財務大臣から通知を受けた者
平成二十五年二月四日